

制度概要

五島市中小企業振興資金保証（略称：五島）		
目 的	五島市内の中小企業の振興を図るため、中小企業者への低利の融資を円滑に行うことにより中小企業者の経営合理化及び設備の近代化に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	次の(1)または(2)のいずれかに該当する市税を完納している中小企業者。 (1)振興資金 五島市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営んでいる方。 (2)業容拡大資金 次に定める全ての要件を満たす方。 ① 同一事業を1年以上継続して営んでいる市内に住所を有する個人又は会社であって、市内において、これまで営んできた事業の業種とは異なる業種(注)の新たな事業を開始する具体的な計画を有する、また新たな事業を開始した日以後1年を経過していない。 (注)日本標準産業分類の細分類を基準とした業種での比較となります。 ② 福江商工会議所又は五島市商工会のあっせんを得た方。	
対象資金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	1,000万円以内(ただし、業容拡大資金は五島創業と合算して別枠1,000万円)
	保証期間	運転資金 7年以内※業容拡大資金は5年以内（うち据置 1年以内） 設備資金10年以内※業容拡大資金は7年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	分割返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年2.20%（業容拡大資金は年1.90%） ※申込人が五島市に次の補助金を申請可能。 ・振興資金の設備資金は全額補助。運転資金は、4分の1を補助 ・業容拡大資金については、貸付実行日から起算して3年間分補助
保証料率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	五島市が、年0.15%～0.85%の補助を行う。 ※申込人が五島市に次の補助金を申請可能。 ・振興資金の設備資金は本人負担部分の全額補助を五島市に申請可能 ・業容拡大資金については、貸付実行日から起算して3年間分補助
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行福江支店及び福江信用組合	
申込時 添付書類	①市税の納税証明書(未納がない旨のもの)※ただし、業容拡大資金については不要 ②業容拡大資金については福江商工会議所、五島市商工会が発行する「創業資金融資あっせん書」(写) ③その他保証協会が必要とする書類	
留意事項	業容拡大資金の申込先：福江商工会議所、五島市商工会 本制度のみ、運転・設備資金の場合は、運転資金に準拠した取扱となる。	
実施日	昭和49年 4月 1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	